



2025年6月27日

各 位

会 社 名 日 本 製 麻 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 森 欣 也
(コード番号 3306 スタンダード市場)
問合せ先 管理本部副本部長 山中 寛 志
兼 経 理 部 長
電話番号 0 7 8 - 3 3 2 - 8 2 5 1

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2025年6月27日付で北陸財務局に提出いたしました2025年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨の記載をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当事業年度において、2024年12月6日に提出した有価証券届出書、並びに同日開示いたしました「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行並びに主要株主、主要株主である筆頭株主の異動（見込み）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、既存事業の将来の収益性の低下等の不測の事態に備えるため、成長が期待される分野における事業体制の強化、及び迅速な事業の立ち上げと競争優位性の確保を目的としたM&Aを実施することで売上の拡大や付加価値の向上を目指しており、新規のM&A案件に関する検討を開始しておりました。

しかしながら、当社はこれまで長期間に渡りM&Aを実施しておらず、それ故、当社にはM&A案件を迅速に検討しつつも、同時に様々なリスクを迅速に評価できる統制環境が不十分であり、また、M&Aに関する社内規定等も特段存在していませんでした。

今般、M&A案件を検討する過程において、会計監査人から当該統制環境の醸成の必要性や、実際に従うべきルールの不整備に関する指摘を受けました。

なお、当該開示すべき重要な不備を是正するために、当連結会計年度の末日から内部統制報告書提出日まで、次の是正措置を講じております。具体的には、2025年6月13日の取締役会において、「M&Aの検討及び実施に関するガイドライン」の制定を決議し、M&Aの検討及び実施に際して重視すべき原則を取りまとめ、取締役会における意思決定の指針としております。

2. 当事業年度末に是正できなかった理由

改善のための十分な期間を確保できなかったことから、当事業年度の末日までに当該不備を是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、今後M&A案件の検討及び実施に際しては取締役会の意思決定の指針を定め、とりわけ統制環境の醸成に重きを置いた措置を講じることで、適切な内部統制の強化を図っていく方針です。

4. 連結財務諸表等に与える影響

当事業年度においてM&Aは実施していません。したがって、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 連結財務諸表等の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上